

産業廃棄物収集運搬分別業務委託仕様書

1 適用

この仕様書は秋田県立大曲高等学校における産業廃棄物収集運搬分別業務委託（以下「業務」という）について定める。

2 業務履行場所

秋田県大仙市大曲栄町6番7号 秋田県立大曲高等学校

3 業務履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

4 業務の内容

- (1) 産業廃棄物の種類、数量、場所は、次のとおりとする。
 - ① 種類 …… 混合廃棄物
 - ② 数量 …… 60 t
 - ③ 場所 …… 秋田県立大曲高等学校
- (2) 分別作業後の処分業務については、受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、委託者は、当該業者と処分業務についての契約書を締結するものとする。
- (3) 産業廃棄物に関する情報
 - ア 産業廃棄物の発生工程：甲の施設内で不要となったもの
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿：性状 固形物、荷姿バラ
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：なし
 - エ 混合等により生ずる支障：なし
 - オ C0950号規定の含有マーク廃製品：なし
 - カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物：なし
 - キ その他取扱の注意事項：なし

5 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。なお、書式は任意とする。

- (1) 工程表 …… 契約締結後5日以内
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証（写） …… 契約締結後5日以内
- (3) 写真（作業前・中・後） …… 業務完了期限まで
- (4) 業務完了届 …… 業務完了期限まで

6 その他

- ・収集・運搬に必要な車輛、機器、燃料等は受注者の負担とする。
- ・本校生徒職員を含め、作業中の安全管理を徹底すること。
- ・委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・運搬日時については、協議により決定する。
- ・この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。